

2019年3月20日

Japan tax alert

EY税理士法人

米国、対中リスト3の追加関税 引上げを「次の通知まで」 延期、インドとトルコを特惠 関税対象から除外へ

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative、以下、「USTR」)は、2019年3月5日の官報で、2,000億ドル¹相当の中国原産品(対中リスト3)の輸入に係る追加関税を10%から25%に引き上げること「次の通知まで」延期すると発表しました²。当初は米国と中国の交渉が成立しなかった場合、2019年3月2日に引上げが予定されていました³が、2019年2月24日、トランプ大統領は、交渉において、予定されていた追加関税の引上げを延期するに足る十分な進展が見られたと発表しました。しかしながら、対中リスト3(2,000億ドル相当)には10%の関税率が当面適用される一方、リスト1および2に掲載されている500億ドル相当の中国原産品には、引き続き25%の追加関税が賦課されています。

USTRはまた、2019年3月4日にインドとトルコを一般特惠関税制度(GSP)の対象国から除外すると発表しました⁴。除外は、米国議会及び両国政府への通知が行われてから60日後より可能となり、大統領布告によって公式に除外されます。

詳細

301条追加関税

2018年4月6日、USTRは中国産の物品818品目(対中リスト1)を対象に25%の追加関税を賦課すると発表し⁵、2018年7月6日より発動されました⁶。USTRは続いてリスト2およびリスト3を発表し、それぞれに対し追加関税を賦課しています。リスト2の対象品目に対する25%の追加関税は2018年8月23日に発動され、279品目が対象となっています⁷。リスト3に含まれている品目に対する10%の追加関税は2018年9月24日に発動し、5,745品目が対象となっています(一部品目は部分的に対象)⁸。リスト3に対する追加関税は、当初2019年1月1日に25%⁹へと引き上げられる予定でしたが、米国と中国の交渉が継続する90日間(2019年3月2日まで)は引上げを延期するとの合意が、トランプ大統領と習近平国家主席によって発表されました。

2019年2月27日、USTRは中国原産品に対して予定されていた関税の引上げを、「次の通知まで」延期すると発表しました。これは会談の中でトランプ大統領が、米中貿易交渉の期限を延期すると決定した(2019年2月24日発表)ためであり、リスト3の関税引上げの延期を2019年3月5日の官報で発表しました。

一般特惠関税制度(GSP)

GSPは、1974年通商法の一部として導入され、1976年1月1日に発効されました¹⁰。この制度は、米国が発展途上国との貿易の多様化を支援することによりその経済発展を促すことを目的とし、多くの対象品目を免税にするものです。現在129カ国における最大4,800品目が免税の恩恵を受けています。

2018年4月4日、USTRはインドがGSPの特定要件を満たしていないことを理由に、GSP対象国として見直すことを発表し¹¹、2018年8月3日にはトルコについても同様の発表を行いました¹²。どちらの場合も、両国が特定の要件を満たしていないという懸念を挙げました。具体的には、インドは公平かつ合理的な市場参入を保証していたにもかかわらず、意図的にそれを履行していないとされ、トルコについては、米国市場への優先的アクセスがもはや必要でないとしています。USTRは現在、インドネシアとカザフスタンについても要件充足の有無を検討しています。

企業に求められる対応

企業は、米国による対中追加関税およびGSPに対して引き続き対応策を検討する必要があります。

米中両国は、貿易交渉は合意間近だと示唆していますが、交渉の行方は未だ不確実のままです。米中貿易を行う企業は、追加関税の影響を把握し、その影響を最小限にするための戦略を策定することが重要です。交渉の結果により新たな追加関税措置が発表される可能性も未だあり、その場合、企業への影響も生じかねないため、引き続き今後の交渉の動向を注視することが重要です。

GSPを利用するインドまたはトルコからの輸入に携わる企業は、GSP除外による影響を定量化することが大切です。

対策の例として、次のものが挙げられます。

- ▶ エンドツーエンドのサプライチェーンの全体像をマッピングして、影響を受ける製品の範囲、潜在的コスト、代替的な調達先をすべて把握し、タリフ・エンジニアリング等の影響緩和策を検討する
- ▶ GSPを利用しているインドやトルコからの輸入につき、除外された場合の影響を特定する
- ▶ 保税倉庫、自由貿易地域(FTZ)、関税還付制度(ドローバック)、米国関税率表(HTSUS)第98類および中国の関税法令上同様のプログラム等、301条追加関税の繰延、節減または還付のための戦略を策定する
- ▶ 関税評価額プランニングや米国のファーストセール制度の活用など、GSPまたは対中追加関税の対象となる輸入品の関税評価額を小さくする戦略を検討する

巻末注

1. 本アラートにおける通貨はすべて米ドルを指します。
2. https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/84_FR_7966.pdf.
3. EY Japan Tax Alert 2018年12月20日付、「[米国、対中リスト3の追加関税率引上げを延期](#) 追加関税を引き続き賦課、貿易摩擦は未解決のまま」をご参照ください。
4. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/march/united-states-will-terminate-gsp>.
5. 対中リスト1の対象となる関税明細の全リストについては、「<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/List%201.pdf>」をご参照ください。
6. 米国通商代表部、2018年6月15日付プレスリリース、「[USTR Issues Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices](#)」<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/june/ustr-issues-tariffs-chinese-products>.
7. 米国通商代表部、2018年8月7日付プレスリリース、「[USTR Finalizes Second Tranche of Tariffs on Chinese Products in Response to China's Unfair Trade Practices](#)」<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/august/ustr-finalizes-second-tranche>.
8. 米国通商代表部、2018年9月19日付プレスリリース、「[USTR Finalizes Tariffs on \\$200 Billion of Chinese Imports in Response to China's Unfair Trade Practices](#)」<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/ustr-finalizes-tariffs-200>.
9. ホワイトハウス、2018年12月1日付プレスリリース。
10. <https://ustr.gov/sites/default/files/gsp/GSP%20Guidebook%20March%202017.pdf>.
11. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/april/ustr-announces-new-gsp-eligibility>.
12. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/august/ustr-announces-new-gsp-eligibility>.

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190320

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp